北方領土返還要求特別啓発事業委託業務 企画提案指示書

1 業務名

北方領土返還要求特別啓発事業委託業務

2 業務の目的

北方領土返還要求運動の象徴的な空間の創造や、デジタルメディアを活用した啓発活動を実施することにより、北方領土問題への国民世論の一層の喚起を図る。また、北方領土周辺の漁業規制などの特殊な地域事情に鑑み、隣接地域(根室管内1市4町)の情報発信を行い、地域の振興を図る。

3 業務の内容

- ・啓発効果の高い場所(札幌市内及び札幌市近郊)における啓発ブースの設置・管理運営
- ・北方領土に関する動画コンテストの周知・募集及び入賞作品を活用した PR
- (1) 啓発ブースの設置・運営

ア 実施期間

- · 令和5年8月7日~31日の期間
- 令和6年1月10日~25日
- ・令和6年1月26日~2月20日の間に少なくとも14日

イ 実施場所

- ・令和5年8月7日~31日:札幌駅前通地下歩行空間 北大通交差点広場(西) (以下、「チカホ」という。)
- ・令和6年1月10日~25日:チカホ
- ・令和6年1月26日~2月20日の間に少なくとも14日:提案による ※令和6年2月の実施においては、「北方領土の日」である2月7日の前日、当日及び翌日を含む提案とすること。

ウ 実施内容

(ア) 啓発ブースの会場レイアウト企画

啓発ブースでは署名コーナーの設置及び道が提供する下記の啓発資材の展示を行うこと。 【提供資材】

a 北方領土及び隣接地域のジオラマ

レゴブロックで制作されたジオラマ。ジオラマ上の AR マーカーに携帯等をかざすとマーカー地点に関する詳細や歴史等を紹介するページに誘導される。

サイズ W1520×D1200×H715 (mm)

- b 啓発用映像
 - ・視聴用ショートムービー(20分)

北方領土問題や隣接地域の情報をまとめた動画及び動画コンテスト入賞作品動画。 サイズ モニター W1458×H835mm (65型)

サイネージ用動画(各3~4分)

北方領土各島の紹介動画、隣接地域の魅力紹介動画。

サイズ イーゼルスタンド W434×H733mm (32 型 2 台)

- ・その他道が提供する動画
- c 啓発パネル

北方領土問題や隣接地域の魅力をまとめたバナー他。

バナーサイズ W1500×H2000 (mm) 1枚 W 850×H2000 (mm) 11枚

d 北方領土を描写したカーペット(チカホでのみ使用)

北方領土の衛星写真を印刷したカーペット。

サイズ W2500×D1800 (mm) 1枚

e その他道が提供する資材

(イ) 上記会場の設営・管理運営

看板等作成、必要資材手配、資材の運搬及び撤去を行う。

また、上記(ア)の「a 北方領土及び隣接地域のジオラマ」上のARマーカーを使用するため、モバイルWi-Fi及び電子タブレット2台を手配すること。

会場運営に関しては、人員を2人確保し、実施日ごとに、入場者を把握すること。

(ウ) チカホのサイネージでの PR 動画の放映

啓発ブースについて紹介する 15 秒程度の動画を制作し、実施期間中に少なくとも 1 ヶ月間、 チカホのサイネージにて放映すること。

(エ) 啓発会場における集客効果を高めるための企画の提案北方領土問題及び隣接地域に関するもの。R4実績:モバイルスタンプラリー

(2)動画コンテストの開催

「北方領土に関する動画コンテスト」の募集、応募状況等の管理、入賞作品を利用した動画の制作及び結果発表の実施(詳細については道と事前調整を行うこと。)

ア 動画募集期間

令和5年8月中旬~11月上旬(予定)

イ 実施内容

- (ア) 専用の募集・応募サイトの作成
- (イ) PR ポスター (B2 判) を作成し、道が提供する送付文 (A4 判) と併せて道内の全高校に送付 (全 275 校・ 1 校あたり各 1 枚)
- (ウ) 各種広報媒体を積極的に活用した効果的な広報による作品募集の実施
- (エ) 応募作品の取りまとめ及び道への提出
- (オ)入賞作品を表彰する動画の作成及び啓発ブースでの放映
- (カ)入賞作品を活用した YouTube 用広告動画を制作(2本)
- (キ) YouTube 広告の実施

ウ その他

- (ア)入賞者の選考は道が実施。受託者は、当委託業務の契約後、道の求めに応じて選考会審査員 を推薦すること。
- (イ) 入賞者に対する賞金または賞品等については、別に道が用意する。
- (ウ) YouTube 広告の種類は、Trueview インストリーム広告とし、1本あたり配信料15万円(管理費・消費税及び地方消費税別)を上限とする。
- (エ) ターゲティングの方法は、当委託業務の契約後、委託者と協議の上、決定する。
- (オ) 受託者は、委託業務完了後、実績報告書とともに Google のアナリティクスから視聴数や使用金額の分かる書類を委託者に提出すること。
- (カ) 委託者が受託者に支払う配信料は、受託者が現に使用した額とする

(3)成果品

成果品は、以下の表のとおりとする。

名称	媒体	数量	期限	備考
実施報告書	A4 版	2部	 令和6年3月15日(金)	
	光学ディスク	1部		
動画コンテスト PR ポ	B2 判	300 部		うち 25 部は委
スター	光学ディスク	1部		託者に納品。
PR ポスター添付用送	A4 判	275 部		データは道が
付文				提供する。
動画コンテスト入賞	光学ディスク	1部	受託者と委託者の協議の	
作品表彰動画			上、決定するものとする。	
動画コンテスト応募	光学ディスク	1部		
データ				
YouTube 用広告動画	光学ディスク	各1部		_
(2本)				

なお、提出場所は11の(6)のとおり。

4 業務上の留意事項

業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議して決定する。会場及び備品(道が提供するものを除く)の手配は受託者が行い、費用は受託者が負担するものとする。

5 契約の方法等

(1)契約方法

総合評価一般競争入札

(2)委託期間

契約締結日から令和6年(2024年)3月29日(金)まで

(3) その他

本業務は、業務内容の変更や業務委託を中止する場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容を変更するか、契約を行わないことがある。

また、委託契約締結後、業務の一部中止や実施方法の変更を求める場合がある。

6 審査基準

(1) 実施体制・業務遂行能力

ア業務を遂行する上で、必要な専門知識及び技術を有し、十分な業務実施体制が整っているか。

- イ 過去の業務実績等から当該業務を遂行することが期待できるか。
- ウ 業務を効率的に実施するとともに、効果的な PR が可能なスケジュールとなっているか。
- (2)企画提案内容
 - ア 北方領土に関する啓発活動ブースの設置、管理運営
 - (ア) ブースは、札幌市民等の来場を促す工夫がされているか。また、北方領土問題や隣接地域の 理解が深まるような工夫がなされているか。
 - (イ) 令和6年2月のブースの設置場所は、啓発効果が得られるような提案となっているか。
 - (ウ) 令和6年2月のブース設置期間は14日を超えているか。
 - (エ) チカホのサイネージ広告の実施期間は30日を超えているか。
 - イ 動画コンテストの開催
 - (ア)募集サイトはわかりやすい内容となっているか。
 - (イ) 募集の周知方法について、各種広報媒体を有効に活用するなど、効果的な手法が取られているか。また、PR ポスターも含め、若い世代を中心とした幅広い世代の人が興味をもつ内容となるよう、工夫がされているか。
 - (ウ) コンテストの実施結果について、表彰式の代替となる動画の企画となっており、また、結果の周知について、効果的な広報を行う内容となっているか。
- 7 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 単独法人、法人以外の団体又は複数の法人等(法人、法人以外の団体を含む。)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。
- (2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。 ア 道内に本社若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する企業、 特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体を除く。
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者で ないこと。
 - エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号) 第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその 停止の期間を経過していること。
 - オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競 争入札への参加を排除されていないこと。
 - カー次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税(個人の道税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

- (イ) 本社が所在する都府県の事業税 (道税の納税義務がある場合を除く。)
- (ウ) 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
- (ア)健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- (イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- (ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、 この競争入札に参加する者でないこと。
- ケ 資格審査の申請をする日の直前5年間において国(事業団、独立行政法人及び国立大学法人を 含む。)又は地方公共団体から受注した本業務と類似する委託業務の履行実績を有する者である こと。
- 8 参加資格審査申請書等の提出
- (1)提出書類

参加資格審査申請書、添付資料

(2) 様式

参加資格審査申請書 別添様式による

(3)提出部数

参加資格審査申請書、添付資料とも1部

(4)提出期限

令和5年(2023年)6月5日(月)17時(必着)

(5) 提出場所

11の(6)のとおり

(6)提出方法

持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれか)による

- 9 企画提案書等の提出
- (1)提出書類

企画提案書

(2) 様式

企画提案書 別添様式による

(3)提出部数

フ部

※1部は提案者名を記載したもの。残り6部は提案者名を記載しないもの。 文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。

(4) 提出期限

令和5年(2023年)6月8日(木)17時(必着)

(5)提出場所

11の(6)のとおり

(6)提出方法

持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれか)による

- 10 総合評価審査会(ヒアリング)の実施
 - (1)参加者として選定した者から、総合評価審査会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
 - (2)企画提案書提出者数が5者を超える場合には、構成員による書類選考を行う場合がある。
 - (3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

11 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
 - 日本語、日本円
- (2)無効となる提出書類

企画提案書が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。

- ・提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
- ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
 - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - イ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。

なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。

- ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認められない。
- オ 全ての提出書類は返却しない。
- カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。
- (4)業務の一部を再委託する予定がある場合は、企画提案書に再委託する業務の範囲・内容・理由 を記載すること。
- (5) 本事業の実施状況を確認するため、本事業の開始から終了までの間に北海道の求めに応じて打ち 合わせを行うこととする。
- (6) 問い合わせ先及び参加資格審査申請書、企画提案書等の提出先

北海道総務部北方領土対策本部北方領土対策課啓発係(担当:押野、村上)

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁5階

電話番号011-204-5069(内線22-765)